

【GTP 台湾レポート（2019年10月29日掲載）】

国際間役務の提供により台湾国外営利事業が稼得する 台湾源泉所得額の事前査定制度について

勤業訳信聯合會計師事務所（Deloitte 台湾） 五十嵐 祐介

1. 背景

台湾所得税法において、台湾国内に「固定営業場所」又は「営業代理人」といった恒久的施設を有していない台湾国外営利事業（外国法人や非居住者）が、国際間役務を提供することで台湾所得税法第8条第3号に規定する「労務報酬」及び第9号に規定する「事業所得」に該当する台湾源泉所得を稼得し、且つ当該所得が同法第88条の源泉徴収すべき所得に該当する場合は、国内の支払者（源泉徴収義務者）がその対価を支払う時点で、規定の源泉徴収税率に従って源泉徴収を行わなければならない。当該台湾国外営利事業は、再度所得額を計算した上で、過納税額が発生していた場合は、対価の支払を受けた日から起算して5年以内に、関連する帳簿や文書等書類を添付した上で利益率及び台湾国内の利益貢献度の査定を申請し、還付を受けることが可能です。しかしながら、上記の方法では、台湾国外営利事業は、先に受取対価（収入）に基づき源泉徴収を行い、事後に過納付となっていた源泉徴収税額の還付を申請する流れとなっており、このような事後査定が台湾国外営利事業の資金繰りを悪化させる要因の一つともなっていました。

2. 事前査定制度の内容

台湾財政部は、2019年9月26日付で「[所得税法第8条に規定する台湾源泉所得に係る認定原則](#)」（以下「認定原則」）に、[事前査定](#)を認める条文を新たに追加しました（第15条の1）。

認定原則第15条の1

台湾国内に固定営業場所及び営業代理人を有していない台湾国外営利事業が、本法（※）第8条第3号に規定する労務報酬、又は第9号に規定する事業所得を受け取る際は、その収入を受け取る前に、関連する証明文書を添付した上で税務当局に利益率及び台湾国内貢献度を事前に申請することができ、当該利益率及び貢献度に基づき所得額を計算し、本法の定めにより申告納税を行う、又は源泉徴収義務者が支払時に規定の源泉徴収税率に従って源泉徴収を行うことができる。

※台湾所得税法を指します。

当該条文の追加を受け、台湾財政部は「[台湾国外営利事業が申請し、台湾源泉所得の計算において適用する利益率及び台湾国内利益貢献度の査定に係る作業要点](#)」（以下「作業要点」）を定めまし

た。これにより、台湾国外営利事業が、台湾源泉所得の計算に適用する純利益率及び台湾国内利益貢献度の査定を事前に申請することが可能となることを明文化し、純利益率及び台湾国内利益貢献度の査定方法を明確化しました。

3. 作業要点の主な内容

今般制定された作業要点の主な内容は、下表の通りです。

1. 適用を受ける主体及び条件
台湾国内に固定営業場所及び営業代理人を有していない台湾国外営利事業(以下「台湾国外営利事業」)が台湾にその源泉を有する労務報酬及び事業所得については、認定原則の事前査定に従い、対価を受け取る前に、関連証明文書を添付して税務当局に対し利益率の適用に関し査定を受けるよう申請し、台湾国内における取引フローが取引フロー全体によって稼得する利益総額に占める貢献度(以下「台湾国内利益貢献度」)に応じて台湾国内における課税所得額を計算することができる。
2. 申請者及び申請を受理する税務当局
(1) 台湾国外営利事業が自ら、又は代理人に委任して申請を提出することができる。 (2) 台湾国外営利事業が受け取る所得が源泉徴収を要する所得に該当する場合、申請を受理する税務当局は源泉徴収義務者の所在地を管轄する国税局となる。一方、当該所得が源泉徴収を要する所得に該当しない場合は、申請を受理する税務当局は中央政府所在地を管轄する国税局となる。
3. 利益率の査定方法
(1) 台湾国外営利事業が帳簿、文書を提出して査定に供することが可能な場合は、台湾に源泉を有する収入から関連原価費用を差し引く実額申告により査定を受けることが可能。 (2) 上述(1)を満たさないが、台湾国内の同一営利事業と締結した、内容が同等な契約書を提出することができ、且つ過去3年以内に税務当局がその帳簿、文書に従って関連する原価費用を差し引いて利益率を査定している場合は、それぞれ査定を受けた利益率の平均により査定する。 (3) 上述(1)(2)のいずれも満たさないが、契約書、主な事業活動項目、台湾国内及び国外における取引フローの説明、及びそれらを証明するに足る文書を提出し、税務当局の主な事業活動項目の査定に供することができる場合は、当該主要営業項目が適用する同業者利益率基準に従って利益率を査定する。 (4) 税務当局の調査により、実際の利益率が上記(2)及び(3)の規定により査定した利益率よりも高いことが判明した場合は、入手した資料により査定することができる。
4. 台湾国内の利益貢献度の査定方法
台湾国外営利事業が、台湾国内及び国外において同時に役務行為又は事業行為を提供している場合は、次に掲げる規定に基づき台湾国内の利益貢献度を査定する。 (1) 台湾国内及び国外のそれぞれの利益貢献度を明確に分割した証明文書(例:会計士監査報告書、移転価格証明文書、作業計画・記録や報告文書等)を提出することが可能な場合は、実額により査定を行う。 (2) 上述の(1)を満たさないが、台湾国内の同一営利事業との間で締結した、内容が相応する契

約書を提出することができ、且つ過去3年以内に税務当局がその帳簿、文書に従って関連する原価費用を差し引いて利益率を査定している場合は、それぞれ査定を受けた利益率の平均により査定する。税務当局の調査により、実際の利益率がより高いことが判明した場合は、入手した資料により査定することができる。

(3) 上述の(1)(2)を満たさない場合は、貢献度を100%として査定する。

5. 申請に併せて提出が必要な証明文書

- (1) 締結済みで効力が発生した契約書(中国語翻訳を含む)
- (2) 事業内容及び台湾国内・国外における取引フローの説明
- (3) 主要営業項目に関する証明文書
- (4) 過去3年度において税務当局が利益率、台湾国内の利益貢献度を査定した許可公文書(無い場合は提出不要)
- (5) 代理人に委任申請するための委任状(無い場合は提出不要)
- (6) その他関連証明文書

6. 所得税の課税規定

台湾国外営利事業が、台湾にその源泉を有する収入(労務報酬及び事業所得)を稼得し、作業要点の規定に従って査定を受けた利益率及び台湾国内の利益貢献度により計算した所得額については、以下の方法で課税する。

- (1) 源泉徴収を要する所得に該当する場合は、源泉徴収義務者が支払いを行う時に、計算された所得額に基づき、規定の源泉徴収税率で源泉徴収を行う。
- (2) 源泉徴収を要する所得に該当しない場合は、国外営利事業が自ら又は代理人に委託して申告納税を行う。

3. 事前査定の効果

今後、台湾国外営利事業は、上記の認定原則に基づく事前査定を利用することも可能となるため、台湾国外営利事業の源泉徴収税の過納付による資金繰りの悪化を回避する一助になると考えられます。台湾財政部によると、今般新たに作られた事前査定制度を活用することで、台湾国外営利事業及び税務当局双方の作業負担の軽減化といった、納税コストの簡素化及び国際間役務の提供に関する課税争議の減少に役立つと見られています。